

第8章

合 併

- 1 合併決議
- 2 所轄庁の認定
- 3 債権者保護手続
- 4 登 記
- 5 合併登記完了の届出等

第8章 合併

1 合併決議

法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができます。(法第33条)

合併するには、定款に特別の定めがない場合、社員総会において社員総数の4分の3以上の多数をもって議決しなければなりません。(ただし、定款に特別の定めがあるときは、その定めによります。)(法第34条第1項、第2項)

2 所轄庁の認定 (法第34条第3項、第4項、第5項)

- (1) 合併後も三重県内に主たる事務所を置く法人は、社員総会の議決を経た後、三重県知事に「合併認証申請書」(規則第15号様式)を提出し、三重県知事の認証を受けなければ合併できません。

提出書類		縦覧
	合併認証申請書(規則第15号様式)	
1	合併の議決をした社員総会の議事録の謄本	
2	定 款	○
3	役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	○
4	各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本	
5	各役員の住所又は居所を証する書面 (住民票、住民基本台帳法の適用を受けない場合は住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書 等 *写し不可) ※住基ネットで検索できる場合、住民票の添付を省略することができます。	
6	社員名簿(10人以上の社員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿)	
7	法第2条第2項第2号と第12条第1項第3号に該当することの確認書	
8	合併趣旨書	○
9	合併当初の事業年度の事業計画書	○
9	合併の翌事業年度の事業計画書	○
10	合併当初の事業年度の活動予算書	○
10	合併の翌事業年度の活動予算書	○

他県に主たる事務所を設置する場合等所轄庁の変更を伴う合併の場合は、所轄庁の変更を伴う定款変更の場合と同様、新たな所轄庁の認証を受けることとなります。

8 合併

(2) 三重県知事は、法人から合併認証申請があった場合、法人設立申請の場合と同様に、2週間の縦覧後、原則として1か月以内に認証又は不認証の決定をし、その旨書面で通知します。

不認証の通知をする場合は、理由も付記します。

3 債権者保護手続

認証申請に対して、所轄庁から合併の認証の通知があったときは、次に、合併する各法人の債権者を保護するための手続きを採らなければなりません。

まず、通知があった日から2週間以内に各法人（合併後の法人ではありません）の貸借対照表と財産目録を作成し、一定期間（債権者異議申出期間）が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置かなければなりません（法第35条第1項）。

また、同じく通知のあった日から2週間以内に、債権者に対して、合併に異議があれば、一定期間（債権者異議申出期間）内に申し出る旨の公告をするとともに、判明している債権者に対しては個別にこれを催告しなければなりません。上記の債権者異議申出期間は、2か月を下回ってはならないものとされています（同条第2項）。

そして、この債権者異議申出期間内に異議を述べた債権者に対しては、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときを除き、その債務を返済するか、あるいは相当の担保を供する等の措置を講じなければなりません（法第36条第2項）。

4 登記（法第39条第1項）

上記の債権者保護のための手続きを行い、その手続きの終了日から主たる事務所の所在地を管轄する法務局において2週間以内に、合併後存続する法人については変更の登記、合併により消滅する法人については解散の登記、合併により設立した法人については、設立の時と同様の登記をしなければなりません。（令第8条、第11条）

5 合併登記完了の届出等（法第39条第2項）

合併登記をした法人は、遅滞なく、登記をしたことを証する登記簿謄本、合併当初の財産目録を添付した「合併登記完了届出書」（規則第16号様式）を三重県知事に提出しなければなりません。

届出の書類	合併登記完了届出書（規則第16号様式）
	登記事項証明書
	合併当初の財産目録

合併手続のフロー

